

平成29年10月20日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国信用金庫協会

「収益認識に関する会計基準（案）」等に対する意見

今般、標記意見募集に対して、財務諸表作成者および利用者としての立場からの意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 総論

本会計基準案については、我が国において従来開発されていなかった収益認識に関する包括的な基準であり、基本的には企業間の比較可能性を向上させるなど有意義なものであると認識している。

しかしながら、本会計基準案が適用される契約においては、公認会計士協会「消費税の会計処理について（中間報告）」（平成元年1月18日）で認められている税込方式の会計処理を採用できないため、税込方式を採用している企業については代替措置や経過措置等が必要と考える。

また、今後、IFRS第9号等の金融商品会計に係るコンバージェンスの検討の対象となる契約については、本基準案の適用範囲から除外されているが、金融商品会計に係る収益の割合が大きい企業（信用金庫等）については、コンバージェンスに係る検討の結論が出るまでの間、経過措置を設けることが適当と考える。

2. 各質問に対するコメント

(1) 収益の額の算定について

（質問3-2）収益の額の算定（収益認識会計基準案第43項から第73項、収益認識適用指針案第23項から第33項）に関する質問

本公開草案では、IFRS第15号を基礎として、取引価格を算定し、履行義務へ取引価格を配分することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本提案について概ね賛同するが、消費税等の会計処理について、現在、税込方式を採用する企業については、代替措置として引き続き税込方式を認めていただきたい。

なお、万一、代替措置を設けることが困難である場合には、少なくとも経過措置を認めていただきたい。

【理由】

本会計基準案では、「取引価格とは、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（ただし、第三者のために回収する額を除く。）をいう」¹とされており、消費税等を含めた「第三者のために回収する額」を取引価格から除くことで、消費税等の税込方式の処理を認めないものとなっている。

この点、現在の消費税等の会計処理において、税込方式を採用することができるのは「非課税取引が主要な部分を占める企業等当該企業が消費税の負担者となると認められる場合」等に限られている²。

したがって、税込方式を採用している企業において消費税等の金額が損益計算に与える影響は相対的に小さなものになるといえ、この点から見て消費税額の重要性は乏しいといえ、引き続き税込方式を使用したとしても財務諸表利用者が受ける不利益は小さいものと思料する。

一方で、税込方式を採用している企業が税抜方式に移行する場合には、勘定科目（仮払消費税等・仮受消費税等）の新設やそれに伴うシステム・事務の見直しが必要となる。特に、信用金庫については、収益基盤である金融取引（貸出金利息、有価証券利息配当金・売却益等）が主として非課税であることから税込方式³を採用している金庫が多く、これら態勢整備に係るコストが過大となることが懸念される。

以上のとおり、非課税取引が主要な部分を占める企業に対する税込方式の廃止は、財務諸表利用者が受ける利益に比して財務諸表作成者の負担が大きいことから、税込方式を採用する企業については、引き続き同方式による会計処理を恒久的な代替措置として認めていただきたい⁴。

なお、万一、上記の代替措置を設けることが困難である場合には、少なくとも金融機関については、以下の観点から経過措置を認めていただきたい。

貴委員会の中期計画では、今後、IFRS 第 9 号等の金融商品会計に係るコンバージェンスについて検討する方向性が示されており、かかる検討の対象となる契約は、本会計基準案の適用範囲から除外されている。その結果、適用対象となる収益と対象とならない収益の間で、消費税の処理方式に不整合が生じることとなる。

特に、信用金庫については、一般的な収益構造は金融商品会計の対象となる資金運用収益と資金調達費用が中心であり、本会計基準案の対象となる収益は役員取引等収益など一部に限られる⁵。このため、信用金庫において本会計基準案の適用が

¹ 収益認識に関する会計基準（案）第 44 項

² 公認会計士協会「消費税の会計処理について（中間報告）」（平成元年 1 月 18 日）第 2. 会計処理の基本的考え方

³ 平成 28 年度決算時点において、信用金庫（264 金庫）のうち 220 金庫が税込方式を採用している。

⁴ 税込方式を継続することにより、財務諸表利用者が受ける不利益に特別な配慮が必要な場合には、例えば、影響額の注記などの対応も考えられる。

⁵ 平成 28 年度の信用金庫（264 金庫）決算では、経常収益 2.1 兆円に対し、資金運用収益 1.6

損益計算に与える影響は相対的に小さく、消費税額の重要性は乏しいといえる。しがたって、現行の取扱いを継続したとしても財務諸表利用者が受ける不利益は限定的と考えられ、また、同様の理由で、金融商品会計を除く本基準適用契約のみを単独で税抜方式に変更することは財務諸表作成者にとって非効率である。

以上の理由から、恒久的な代替措置が認められない場合でも、信用金庫のように、**IFRS 第 9 号**等の金融商品会計に係るコンバージェンスの検討の対象となる契約に係る収益の割合が大きい企業については、かかる検討の結論が出るまでの間、経過措置として本基準案適用契約について税込方式を認めていただきたい。

(2) 適用時期等について

(質問 6-1) 適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(質問 6-2) 経過措置に関する質問

本公開草案において、適用初年度における実務上の負担を考慮し、経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本提案について概ね賛同するが、**IFRS 第 9 号**等の金融商品会計に係るコンバージェンスの検討の対象となる契約に係る収益が大きい企業については、当該検討に係る結論が出るまでの間、任意で適用を先延ばすことができる経過措置を講じていただきたい。

【理由】

今後、**IFRS 第 9 号**等の金融商品会計に係るコンバージェンスの検討が控えており、本会計基準案では、かかる検討の対象となる契約は適用範囲から除外している。

上記 2. (1) のとおり、信用金庫については、適用範囲から除外される収益の割合が大きいため、本会計基準案の適用が損益計算に与える影響は重要性が乏しく、現行の取扱いを継続することで財務諸表利用者が受ける不利益は限定的であると考えられ、また、同様の理由で、金融商品会計を除く収益認識について単独で対応することは財務諸表作成者にとって非効率となる場合がある。

このため、**IFRS 第 9 号**等の金融商品会計に係るコンバージェンスの検討の対象となる収益の割合が大きい企業については、当該検討について結論が出るまでの間、任意で適用を先延ばせるよう経過措置を講じていただきたい。

以 上

兆円 (88.9%)、役務取引等収益 0.1 兆円 (9.3%) となっている。それ以外の経常収益についても、有価証券の売却益や信用コストの戻入益等の金融商品会計の対象となるものが中心であり、収益認識会計基準の対象となる収益は一部にとどまる。